

規制の事前評価書

政策の名称	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の見直し		
担当部署	金融庁総務企画局企画課保険企画室	電話番号： 03-3506-6000(内線3569)	e-mail： RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成23年7月8日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>銀行等による保険募集については、必要な弊害防止措置を講じた上で段階的に解禁され、平成19年12月には、全ての保険商品の募集が認められた(全面解禁)。弊害防止措置等については、全面解禁に際し、「モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、概ね3年後に、所要の見直しを行う」としており、これに沿って、今般、モニタリング結果の収集及び関係者からのヒアリング等を実施し、見直しについて検討を行った。このような検討の結果を踏まえ、弊害防止措置等について、その枠組みは維持しつつ、下記のとおり見直しを行うこととする。</p> <p>(1) 一定の保険商品については、事業性資金の融資先(従業員数50人以下の小規模事業者については、その従業員等を含む)に対し、手数料を得て保険募集を行ってはならないこととされている(融資先募集規制)。 当該規制は、引き続き存置する。ただし、一時払終身保険、一時払養老保険、積立火災保険、積立傷害保険等、及び事業関連保険(銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る)の募集については、規制対象から除外する。</p> <p>(2) 融資先募集規制の対象となる保険商品については、融資申込者に保険募集を行ってはならないこととされている(タイミング規制)。 当該規制は、引き続き存置する。ただし、非事業性資金の融資申込者に対する保険募集については、規制対象から除外する。</p> <p>(3) 地域金融機関については、融資先募集規制の対象となる保険商品の募集に関し、①担当者分離規制(事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、融資先募集規制の対象となる保険商品の募集を行ってはならないとする規制)について代替措置をとること及び従業員数20人超50人以下の融資先の従業員等に対する保険募集を行うことを可能とする一方、②融資先の従業員等(従業員数50人超の融資先の従業員等を含む)を保険契約者とする保険契約に係る保険金額を一定額以下とする、との特例が設けられている。 当該特例は、引き続き存置する。ただし、担当者分離規制の適用を受ける場合については、保険金額の制限の対象となる保険募集は、従業員数50人以下の融資先の従業員等を保険契約者とするものに限ることとする。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	保険業法施行規則第212条、第212条の2、第212条の4、第212条の5、第234条第1項第10号、第14号、第15号	
想定される代替案	地域金融機関に対する融資先募集規制等の特例について、保険金額の制限を撤廃し、全ての地域金融機関に担当者分離規制の代替措置及び従業員数20人超50人以下の融資先の従業員等への保険募集を認める。その他の事項は、本案と同様とする。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
(遵守費用)	既に保険募集を行っている銀行等について、規制変更に伴う事務手順や募集資料の変更、保険募集人に対する研修実施等の態勢整備の費用が新たに発生する可能性がある。		本案と同様。
(行政費用)	新たな行政費用は発生しない。		本案と同様。
(その他の社会的費用)	銀行等が保険募集を行うことができる機会が増加することに伴い、銀行等による圧力募集が増加する可能性がある。		銀行等が保険募集を行うことができる機会が増加することに伴い、銀行等による圧力募集が増加する可能性がある。 ※地域金融機関の融資先企業(従業員数21人以上の場合に限る。以下同じ。)の従業員等が圧力募集を受けた場合に、保険金額の制限がないことから、被害額が限定されない点で本案と異なる。
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	銀行等で他の金融商品と比較して保険加入を検討できる機会が増加するなど、保険契約者等の利便性の向上が期待される。		銀行等で他の金融商品と比較して保険加入を検討できる機会が増加するなど、保険契約者等の利便性の向上が期待される。 ※地域金融機関の融資先企業の従業員等が加入できる保険金額の制限がない点で本案と異なる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係の分析 本案により、上記の遵守費用及び社会的費用が新たに発生することが見込まれる。一方、銀行等で他の金融商品と保険商品を比較検討できる機会が増加するなど、保険契約者等の利便性向上という便益が見込まれる。この便益の効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>(2) 代替案との比較 代替案は、地域金融機関の融資先企業の従業員等が銀行等で加入できる保険金額の制限がない点で本案より便益が上回る一方、当該従業員等の圧力募集の被害額が限定されない点で本案より費用が上回る。地域金融機関は大手銀行等に比べて融資先に対する優越的地位が相対的に弱いと考えられるものの、圧力募集が発生するおそれがないとは言えないことに鑑みれば、万が一圧力募集が行われても、保険金額を一定額以下に制限することで圧力募集の被害額が限定される本案が適当と考えられる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	金融庁「銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて」(平成23年7月6日公表)		
レビューを行う時期又は条件	銀行等による保険募集の状況については、引き続き、金融庁として実態把握に努めていくこととする。今後の弊害防止措置等の見直しについては、特定の期限は設けず、必要が生じた場合に行うこととする。		
備考			